

別表 1

(●) は介護保険法優先

区分	種目	給付対象者	性能等	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台 (●)	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で原則として 18 歳以上の者	背上げ、高さを個別に調整できる機能を有するもの	154,000 円	8 年
	特殊マット (●)	下肢又は体幹機能障害 1 級以上 (障がい児については下肢又は体幹機能障害 2 級以上) で常時の介護を要する者又は知的障害の程度が A1、A2 の者。原則として 3 歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600 円	5 年
	特殊尿器 (●)	下肢又は体幹機能障害 1 級以上で常時介護を要する者。ただし、トイレまでの移動及び便器への移乗が困難な者で当該用具によらなければ排尿ができないものに限る。原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもの	67,000 円	5 年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で入浴に介助を要する	障がい者等を担架にのせたままリフト装置等により入	82,400 円	5 年

		者。原則として3歳以上の者	浴させるもの		
	体位変換器 (●)	下肢又は体幹機能障害2級以上で常時介助を要する者。原則として学齢児以上の者	体位を容易に変換できる機能を有するもの	15,000円	5年
	移動用リフト (●)	下肢又は体幹機能障害2級以上で原則として3歳以上の者	介助者が障がい者等を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
	訓練椅子	下肢又は体幹機能障害2級以上で原則として3歳以上18歳未満の者	原則として附属のテーブルを付けるもの	33,100円	5年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上で原則として学齢児以上18歳未満の者	腕、脚等の訓練のできる器具を備えたもので、頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	159,200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具 (●)	下肢又は体幹機能障害であって入浴に介助を必要とする者。原則として3歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
	便器 (差し込み便器) (●)	下肢又は体幹機能障害2級以上で原	臥床状態にて臀部下に差し込んで使	2,000円	8年

		<p>則として学齡児以上の者。ただし、トイレまでの移動等が困難な者で当該用具によらなければ排泄が困難なものに限る。</p>	<p>用する便器</p>		
<p>便器（和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの）（●）</p>	<p>下肢又は体幹機能障害２級以上で原則として学齡児以上の者。ただし、既存の和式便器では排泄に伴う立ち上がり及びしゃがみ込みが困難な者で、借家で家主の許可が得られないなど住宅改修が困難なものに限る。</p>	<p>既存の和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。</p>	<p>10,000円</p>	<p>8年</p>	
<p>便器（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）（●）</p>	<p>下肢又は体幹機能障害２級以上で原則として学齡児以上の者。ただし、既存の便座高では便器からの立ち上がり及びしゃがみ込みが困難な者に限る。</p>	<p>既存の洋式便器の上に置いて高さを補うもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。</p>	<p>10,000円</p>	<p>8年</p>	
<p>便器（便座、バケツ等からなり、移動可能である便器）（●）</p>	<p>下肢又は体幹機能障害２級以上で原則として学齡児以上の者。ただし、ト</p>	<p>便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（ポータブルトイレを含む。）</p>	<p>15,000円</p>	<p>8年</p>	

	イレまでの移動が困難で当該用具によらなければ排泄が困難な者に限る。			
T字状・棒状のつえ	平衡機能障害、下肢又は体幹機能障害、内部障害の者	T字状、棒状の杖	3,000円	3年
移動・移乗支援用具 (●)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の者。ただし、家庭内の移動等において介助を要する者に限る。原則として3歳以上の者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者等の身体状況を踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、段差解消等の用具。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000円	8年
頭部保護帽	次の各号のいずれかに該当する者 (1) 平衡機能、下肢機能若しくは体幹機能に障がい等を有する者で転倒等により頭部を強打するお	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの A スポンジ、革を主材料に製作するもの B スポンジ、革、	A 12,160円 B 36,750円	3年

	<p>それのあるもの 又は上肢に著しい障害を有する者で頻繁に転倒し、頭部を強打するおそれがあるもの。</p> <p>(2) 知的障害の者 でてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの</p> <p>(3) 精神障害の者 でてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの</p>	<p>プラスチックを 主材料に製作するもの</p>		
特殊便器 (●)	<p>上肢障害2級以上 又は知的障害の程度がA1、A2の者。 原則として学齢児以上の者</p>	<p>温水、温風を出し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	151,200円	8年
火災警報器	<p>身体障害の等級2級以上、知的障害の程度がA1、A2又は精神障害の程度が1級の者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者に限る。(世帯単位の給付とする。)</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの</p>	15,500円	8年
自動消火器	<p>障害種別にかかわらず火災発生の感</p>	<p>室内温度の異常上昇又は炎の接触で</p>	28,700円	8年

		知、避難が困難な障がい者等（世帯単位の給付とする。）	自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの		
	電磁調理器	視覚障害2級以上又は知的障害の程度がA1、A2の者。原則として18歳以上の者	障がい者等が容易に使用し得るもの	41,000円	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上で学齢児以上の者	障がい者等が容易に使用し得るもの	7,000円	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上で原則として18歳以上の者（世帯単位の給付とする。）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年
在宅養護等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流（CAPD）による透析療法を行う者。原則として3歳以上の者	透析液を加湿し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害3級以上の者又は身体障害者手帳の交付を受けた者であって、医師の意見書等により自己排痰困難で痰粘性を軽減し痰の喀出を容易にする、霧状にした治療薬剤等の吸入などを目的に当	障がい者等が容易に使用し得るもの	36,000円	5年

		該用具を必要と認められるもの（一過性のものではなく、回復の見込みがないものに限る。）		
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上の者又は身体障害者手帳の交付を受けた者であって、医師の意見書等により自己排痰困難であり当該用具によらなければ痰の喀出が困難であると認められるもの（一過性のものではなく、回復の見込みがないものに限る。）	障がい者等が容易に使用し得るもの	56,400円	5年
酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害又はその他の身体障害を有し、医療保険における在宅酸素療法を行う者。原則として18歳以上の者	障がい者等が容易に使用し得るもの	17,000円	10年
盲人用体温計（音声式）	視覚障害2級以上で原則として学齢児以上の者（世帯単位の給付とする。）	障がい者等が容易に使用し得るもの	9,000円	5年
盲人用血圧計	視覚障害2級以上の者。ただし、40	障がい者等が容易に使用し得るもの	10,450円	5年

		歳未満の者については医師の意見書により血圧計の必要性が認められるものに限る。			
	盲人用体重計	視覚障害2級以上で原則として18歳以上の者（世帯単位の給付とする。）	障がい者等が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害又は肢体不自由であつて、発声・発語に著しい障害を有し、当該用具によらなければ会話が困難な者。原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有するもの	98,800円	5年
情報・通信支援用具	（PC周辺機器・ソフト、PCトーカー等）	上肢機能障害を有する者又は視覚障害2級以上の者	障がい者等が情報機器（パーソナルコンピュータ）を使用するに当たり、障害があるゆえに必要なとなる周辺機器やソフトウェア等（パーソナルコンピュータ本体を除く。）	100,000円	5年
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上で主に情報を点字により入手している者かつ市長が必	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるも	383,500円	6年

	要があると認める者。原則として18歳以上の者	の		
点字器（標準型）	視覚障害を有する者	A 32マス18行、両面書真鍮版製	A 10,400円	7年
		B 32マス18行、両面書プラスチック製	B 6,600円（点筆価格含む。）	
点字器（携帯用）		A 32マス4行、片面書アルミニウム製	A 7,200円	5年
		B 32マス12行、片面書プラスチック製	B 1,650円（点筆価格含む。）	
点字タイプライター	視覚障害2級以上の者で原則として本人が就学又は就労しているか就労が見込まれるもの	障がい者等が容易に使用し得るもの	63,100円	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー（録音再生機）	視覚障害2級以上で原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障がい者等が容易に使用し得るもの	85,000円	6年
視覚障害者用ポータブルレコーダー		音声等により操作	35,000円	

ダブルレコーダー (再生専用機)		ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障がい者等が容易に使用し得るもの		
視覚障害者用活字 文書読上げ装置	視覚障害2級以上 で原則として学 齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に掲載された文字情報を暗号化して情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	99,800円	6年
視覚障害者用拡大 読書器	視覚障害2級以上 で原則として学 齢児以上の者	画像入力装置を読み取りたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せること、又は音声で読み上げる等の機能を有するもの	198,000 円	8年
暗所視支援眼鏡	夜盲症又は視野狭 窄の症状を有する 視覚障害者であっ て、医師の意見書等 により当該用具を 必要と認められる もので、かつ、試用 により効果が認め	画像入力装置を見たいものにかざすことで、明るく拡大された画像等をモニターに映し出せるもの	434,500 円	8年

		られるもの。原則として学齢児以上の者		
盲人用時計	視覚障害2級以上で原則として18歳以上の者。なお、音声時計に係る給付の対象者は、手指の触覚に障がいがある等により触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	障がい者等が容易に使用し得るもの	10,300円 (触読) 13,300円 (音声)	5年
地デジ対応ラジオ	視覚障害2級以上で原則として18歳以上の者	障がい者等が容易に使用し得るもの	10,500円	5年
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障がい等を有する者で、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの。原則として学齢児以上の者(世帯単位の給付とする。)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器(複写機やプリンター等の複合型を除く。)	71,000円	5年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害を有し、本装置によりテレビの視聴が可能になる者。(世帯単位の給付とする。)	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機	88,900円	6年

			能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもの		
	人工咽頭（笛式）	咽頭摘出等により音声機能を喪失した者	代用音声の用具で、呼気によりゴム製の幕を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	5,000円	4年
	人工喉頭（電動式）		代用音声の用具で、顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	70,100円	5年
	人工咽頭（埋込型用人工鼻）（ただし、HMEカセット、アドヒーシブに限る。）	咽頭摘出等により音声機能を喪失した者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用するもの	代用鼻の用具で、呼気の熱と水分を捕捉し、これらを利用して吸気ガスを加熱及び加湿するもの並びに埋込型用人工鼻を気管孔の上に固定するもの	23,100円 （月額）	—
	点字図書	点字図書給付事業実施要領による。			
排泄管理支援用具	ストマ装具（消化器系）	直腸機能障害の者。ただし、ストマ（人工肛門）造設者に限る。	身体に装着して排泄物を溜める用具で、主材料はラテックス製又はプラスチックフィルム製とし、低刺激性の粘	9,200円 （月額）	—

		着剤を使用する密閉型又は下部開放型の収納袋（ストマ用品及び洗腸用品を含む。）		
ストマ装具（尿路系）	膀胱機能障害の者。ただし、ストマ（人工膀胱）造設者に限る。	身体に装着して排泄物を溜める用具で、主材料はラテックス製又はプラスチックフィルム製とし、低刺激性の粘着剤を使用する密閉型の収納袋で尿処理用のキャップが付いているもの（ストマ用品及び洗腸用品を含む。）	12,100円 （月額）	—
紙おむつ等	直腸機能障害又は膀胱機能障害で治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の著しいびらん、ストマの変形のためストマ装具を装着できない者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの。原則として3歳以上の者	紙おむつ、サラン、ガーゼ、脱脂綿、洗腸用具、おしりふき	12,000円 （月額）	—
	直腸機能障害又は膀胱機能障害で先天性疾患に起因す			

	<p>る神経障害による高度の排尿（排便）機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの。原則として3歳以上の者</p>			
	<p>脳性麻痺等脳原性運動機能障害の者のうち、排尿若しくは排便の意思表示が困難なものであって、紙おむつ等の用具類を必要とすると医師の意見書等により認められるもの又は二分脊椎障害の者のうち、常時紙おむつ等の用具類を必要とすると医師の意見書等により認められるもの。原則として3歳以上の者</p>			
	<p>療育手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度が重度又は最重度の者であ</p>			

		<p>って、排尿若しくは排便の意思表示が困難であり、かつ、自力での排泄及び介助による定時排泄が困難で常時紙おむつ等の用具類を必要とすると医師の意見書等により認められるもの。原則として3歳以上の者</p>			
	収尿器	<p>下肢又は体幹機能障害で脊髄損傷等による排尿機能障害のため収尿器を必要とする者</p>	<p>収尿のための用具で、採尿器と蓄尿袋（男性用）で構成し、尿の逆流防止装置を付けるもの</p>	<p>7,700円  8,500円  (女性用)</p>	<p>1年</p>
住宅改修費	<p>居室生活動作補助用具（住宅改修費） （●）</p>	<p>下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって、障害等級3級以上のもの。ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者。原則として学齢児以上の者</p>	<p>障がい者等の移動を円滑にする用具で、設置に伴い小規模な住宅改修を伴うもの</p>	<p>200,000円</p>	<p>1棟につき1回限り</p>